

書評と紹介

相田二郎著

蒙古襲来の研究

鎌倉末期は日本史上有数の欠史時代であり、また中世政治史、制度史の研究も極めて立遅れた状態にある。このときに当つて、その実証的学殖に定評ある著者の遺稿「蒙古襲来の研究」が、空しく筐底に埋れること十余

年の後、遂に公刊されるに至つたことは、喜びにたえない。本書は昭和四年以来著者が逝去された昭和二十年迄の研究の集成である。詳細な目次、補訂者佐藤進一氏によるすぐれた補訂記を参照していただければ、紹介の要も

少いのであるが、要を摘んでその内容に触れて見る事とする。

第一章文永初度の合戦、第二章弘安再度の合戦、第三章敵國降伏の祈願、第四章異國征伐の壮率は、第五章以下が旧稿の補訂であるのと異り、本書執筆に当つて著者が改めて書き下された部分であつて、全篇の総論となつてゐる。遣隋使派遣以来の日華関係の推移よりはじめて、蒙古使者の來朝とわが國の態度、合戦の経過、朝廷・諸社寺・諸人・幕府

等の祈禱、日本側よりの報復としての外征計画等を平易に概述している。この部分は概説ではあるが、根本史料を着実に博搜し、問々著者自身による卓説も記されている。とくに注目すべきは第三章の鎌倉幕府の祈願を論ぜられた部分であり、幕府が守護を通じて一宮・園分寺に祈禱を命じたことを指摘し、地方行政の機能が、園司から守護に移つたと述べておられる点である。

第五章異國警固番役、第六章異國要害石築地は、蒙古襲來に備えて行われた具体的な戦備について記したものである。第五章では、異國警固番役の初見史料として文永九年（一二七二）の大友頼泰廻状をあげ、当初大友氏・少弐氏等守護の上になつた奉行人が警固役を命じていたこと、建治元年（一二七五）の制規では、鎮西九箇國の御家人が四季別に警固役を分担するようになったが、いくばくもせずして弘安の頃には地区別分担となり、また嘉元二年（一一三〇四）には、九州諸國を五番に分ち、一番々々の國が、年間を通じてその年の番役を勤仕するようになったことを述べておられる。地区別分担の際に於ける各國の番役勤仕地区を推定され、また地頭に対する警固料所賦与の手段として、本所領の請所等の

方法がとられ、地頭勢力の増進を見るに至つたと指摘しておられるのも注目される。次いで第六章では、蒙古軍上陸阻止のために構築された石築地について、文獻史料のみならず、著者自身の旅行による見聞、既往の遺跡調査の成果を併用して、緻密な考察がなされている。石築地造營修理が建治二年より幕府滅亡迄行われ、博多灣沿岸を中心とすることや、石築地の構造・武具、石築地役負担者及びその率法などが明かにされ、石築地役の賦課率は段別一寸であつたと記しておられる。

第七章地頭御家人の戦功とその検知、第八章地頭御家人の勲功賞は、地頭御家人の戦功に対する恩賞及び恩賞附与の前提となる戦功検知について述べられたもので、全編中最も創見に富む部分である。第七章では戦功の種類を列挙し、分捕・討死が最も重要な戦功とされたことを述べ、戦功認知及び上申の手続としての証人・勲功の引付・書下状（感状）などについて記されている。とくに文永の役に際しては、恩賞の沙汰が一旦行われて後、再び戦功検知が行われたに反し、弘安の役の場合には、戦功検知が十分行われて後、役後五年を経過した弘安九年（一二八六）に、はじめて恩賞沙汰が行われたと両者を対比され

ているが、このことは次章の叙述と関連して重要な意味をもつてくる。すなわち戦功検知に次ぐ恩賞を取扱つた第八章では、弘安八年の霜月騒動の恩賞のおくれた原因を、弘安八年の霜月騒動(安達泰盛の乱)と関係付けて説明される。弘安役後安達泰盛以下の外様御家人と、

長崎頼綱以下の御内祇候人とが対立するという幕府状勢の中で戦功検知が行われていたが、霜月騒動によつて泰盛が敗れると、その恩賞を急ぐ必要から、弘安の役の恩賞も、騒動の翌弘安九年以来行われたものとされる。

次いで弘安九年以来徳治二年(一三〇七)迄七回にわたる恩賞沙汰の経過を列叙し、(1)弘安九年には霜月騒動に坐して減ほされた少武景賢等の遺領が恩賞地に含まれ、(2)正応元年(一二八八)の恩賞地は、將軍料所等の限られた所領を多数人に配分したものであり、(3)嘉元三年、徳治二年の恩賞は欠所を宛行つてゐる、と概ね三類型に分ち、更に防衛体勢強化の必要から恩賞拝領者・拝領地が九州に限られていたこと、幕府が九州の本所領と九州以外の武家領とを交換したこと、武家領増進のため本所領に請所制を行つたこと等興味深い幾多の史実を紹介しておられる。配分所領の所在と拝領者の住所との関連については、

(2)の正応年間には、警固兵備増強の立前からの配慮が行われているが、(3)の嘉元・徳治年間では、恩賞地所在地と恩賞拝領者の住所とが一致するようになつたとしておられる。第五章における異国警固役に関する制規の変遷と関連させると極めて示唆的である。

最後に第九章軍勢の催促と兵糧米の徴発は、蒙古襲来にあつて九州及び附近の在国御家人はもとより、九州に所領を有しながら在国せざる御家人、更には本所一円地の住人迄が軍勢催促の対象となつたこと、日元攻防の要地が博多灣及び関門海峡であつたことや、永仁年間の鎮西探題成立に至る鎮西諸国における武家制度の変遷等が説かれ、蒙古襲来に備えて平常在地しなかつた守護・地頭が現地に下向し、彼等の在地性が強まつた結果、庄園制の崩壊と大名制・知行制の確立に拍車がかけられたと結論される。本章中で第五節兵糧米の徴発は、本書執筆に當つて、はじめて記された部分であるが、守護による本所側の船舶・年貢米の徴発、幕府による本所領の年貢米徴発権の勅許奏請を指摘しておられる。以上簡単に内容紹介を試みたが、本書の真価はかかるダイジェストによつて悉くし得るものではない。著者が明晰な論理性よりも、

堅実な考証を本領とする研究者であるだけに、かかる形式で骨子のみを紹介することは、決して適當ではない。理論と実証とは表裏一体となり、互いに相補うべきものであることは言う迄もないが、著者は史実を明かにすることに、異常とさえ言えるまでの情熱を注いでおられる。例えば第五章では、御家人の覆勘状六十余通によつて、警固役勤仕状況を調査し、建治元年に定められた九箇国四季別分担の制が行われず、地区分担に変じたことを明かにし、また覆勘状に記載された警固役勤仕の場所と、他の史料より究明された石築地

役勤仕の場所を対比し、各国別の分担地区を推定しておられるのである。且つ著者の利用される史料は、その独擅場である古文書に留まらず、遺蹟の調査報告、仏像仏画の銘文に迄至るのであり、下総観音寺蔵の十一面観音の光背銘よりの願主の考証(九四頁)等も、印象深く読まれた。我々が本書の成果を如何に受容れるべきかはさておき、全編を貫くものは、史実の些末に至る迄限なく明かにしようとする著者の飽くことなき考証であろう。もとより、岡田帳・拾芥抄に記す田積と、段別一寸という石築地役の賦課率を手掛かりに、石築地の全長を算定しようとして果さなかつ

た(二一九―二二頁)ように、庄郷の領有關係を無視されるが如き史料操作の素朴さも見られるし、守護や鎮西探題の問題については、その後の佐藤進一氏らの業績によつて修正が加えられている。といつても本書執筆の時期を考慮するならば、それらは決して著者の学殖に不審を抱かしめるが如きものではない。史実を究明する著者の真摯な態度は、或は永仁三年(一二九五)恩賞沙汰打切説、或は恩賞申請のため鎮西の御家人が東上を競つたという説等、旧来の定説を否定修正する成果をあげているのである。

例えば八代国治博士の諸論稿を見れば、著者の研究関心が少からず八代博士のそれと連続していることに気付くであろう。しかし著者の研究においては、とくに史料操作に於ける著しい発展を見ることができよう。のみならず問題意識乃至は学問的関心においても、飛躍的な展開が見られ、且つ今日の研究に及ぼした影響も少くないのである。すなわち第八章に於いて著者は、弘安の役の恩賞延引の理由を霜月騒動に求め、執権政治の内包する矛盾の一端を提示されたのであるが、この新説は多賀宗準・佐藤進一両氏によつて更に発展せしめられ、執権政治より得宗専制への政

治過程が、鎌倉末期政治史上の重要な論点として脚光を浴びるに至つてゐる。著者の研究を一つの軸として、それ以前、以後におけるこの問題の研究史を一瞥するならば、東京大学を中心とするこの問題に関する研究の伝統と、著者の研究のもつ学説史的比重の大きさが理解されるのである。

最後に本書に指摘されたいいくつかの重要史実を手掛りに、今後の研究に於いて本書の果す役割を考えて見よう。一宮・國分寺に対する幕府・守護の命令権、警固料所に名を借りての本所領介入、請所、本所領への軍勢催促、兵糧米徵発等は、何れも幕府が従前の本所領不介入主義を放棄したことを示しているが、それは幕府自身の主導による守護領国制の展開ということができまいか。いわゆる得宗専制の傾向が幕府のかかる政策と相応じているのは注目すべきであり、これと守護・地頭以下の領主層の動向との交錯關係が、鎌倉末期政治史の一大視角を提供するであろう。唯著者は、国内諸勢力の対立面に深い関心を払われることなく、困難に対処するための挙国一致体勢の確立としてのみ論ぜられてゐる。しかしこれらの試みが、外寇の実質的危険が遠のいた鎌倉末期迄持続的になされてい

ることに気付くのであり、蒙古襲来を国内問題として扱えられた著者の関心は、より一層徹底せしめられる必要がある。

非才にして甚だ蕪雑な紹介に終つたが、太平洋戦争末期のかの狂燥的な雰囲気と困難な研究条件の中で、冷静着実な研究をものされた著者に深い感謝と敬意を払うものである。

その研究の真に生かされる日の到来をまたずして逝かれた著者には、哀悼措く能わぬものがあるが、十三回忌の今日その著書の公刊を見たことは、この篤学の研究者へのこよなき回向となるであろう。謹んで著者の御冥福を祈ると共に、公刊に努力された関係者各位に敬意を表する。(昭和三三年二月 吉川弘文館 A534三頁 国版七葉 六五〇円)

―上横手雅敬―